

山崎乳児保育所 清掃業務仕様書

1 対象場所

(1) 床面フローリング清掃場所

山崎乳児保育所	桑名市江場111-5	479㎡
---------	------------	------

543-64

2 業務内容

●床面フローリング清掃

(1) 作業項目

- (ア) ゴミ、汚れの拭き取り
- (イ) 中性洗剤でのブラッシング
- (ウ) ワックスがけ
- (エ) 電動研磨機又はモップで仕上げ

(2) 作業日数

年間1日

(3) 洗剤等は業者負担とする。

(4) 清掃作業日については、保育所長と打ち合わせをし、保育所業務に支障のない日曜日、祝日、年末年始等を実施すること。

(5) 清掃作業終了後は完了証明書を提出し、職員の証明を受けること、

(6) 清掃作業時間は、午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(7) その他清掃作業に関する事項は別紙のとおりとする。

3 清掃業務委託作業表は別紙のとおりとする。

委託期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 (1年 12ヶ月)

問い合わせ先

住所 桑名市常盤町51番地

名称 桑名市社会福祉協議会 総務企画課

電話番号 0594-22-8311

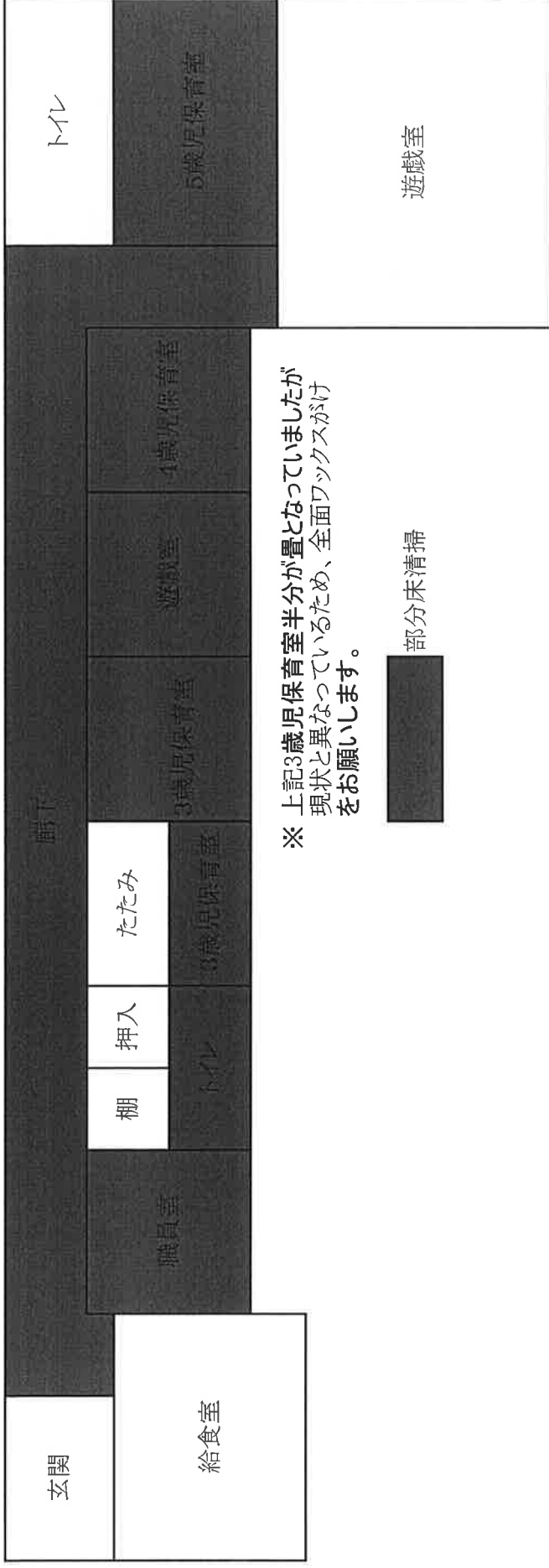
山崎乳児保育所(乳児棟)



※ 上記2部屋ワックスなしでお願いします。
トイレのみお願いします。

部分床清掃

山崎乳児保育所(幼児棟)



※ 上記3歳児保育室半分が畳となっておりましてが
現状と異なっているため、全面ワックス掛け
をお願いします。

ごみ収集運搬業務 仕様書

1、業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物中、施設内の可燃ごみ・プラスチック類ごみ・不燃ごみ（有害ごみを含む）の収集運搬。

2、収集施設及び要件

収集施設： 山崎乳児保育所

施設名称	住所
山崎乳児保育所	桑名市大字江場 111 番地 5

要件：可燃ごみ・・・週2回収集

・行事等で臨時に発生した可燃ごみについてはこれとは別に収集すること。

リサイクルごみ・・・月2回収集

不燃ごみ・・・年3回収集

3、業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4、業務委託に要する経費

収集運搬及びごみ処理一切の経費は受託者において負担するものとする。

（ごみ処理費を含む）

5、任意保険の加入

使用する車両には、次の額の任意賠償保険に加入するものとする。

① 対人 1億円以上

② 対物 500万円以上

* 契約書に保険証券のコピーを添付すること

6、その他

① 月額で入札すること。

② 可燃ごみの収集は、パッカー車を使用すること。

③ 指定の収集場所から収集し、集積後は常に清潔にしなければならない。

④ ごみの収集運搬の際、飛散することのないように注意し、桑名市広域清掃事業組合清掃工場に搬入し、係員の指示に従って処理すること。

⑤ 毎月、計量票を提出すること

⑥ リサイクルごみは、処分経過を書面にて報告すること。

- ⑦ 業務中に生じた人員、車両等にかかるすべての事故は、業者の責任において対処するものとする。
- ⑧ 業者の一方的な理由により契約を解除した場合は、それに伴う損害はすべて業者の負担とする。
- ⑨ 本仕様書に記載されていない事項については、委託者、受託者 誠意を持って協議し、決定するものとする。

7、請求書について

山崎乳児保育所に請求をすること。

8、問い合わせ

桑名市社会福祉協議会 総務企画課

TEL : 0594-22-8311